

## 警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 大 淀 警 察 署 協 議 会
開催日時	令和5年11月15日（水） 午前 9時25分から 午前10時23分までの間
開催場所	大阪府大淀警察署 署長室
出席者	委員 延原会長、矢野委員、藤岡委員、宮坂委員 渡島委員、篠田委員、四本委員、川崎委員
	警察 署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、 刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>つい最近まで暑い暑いと思っておりましたが、一気に寒くなり、まさに秋が無くなったような感じさえするこの頃です。最近テレビを見てびっくりしたのが2022年のロシア侵攻だったのですが、今度は中東のガザ地区が揉めております。</p> <p>いろんな報道の見ていますと平和で安心安全な生活というのが、改めてありがたいという気がいたします。この事を思い起こしますと警察の方々や消防の方々に対して、まさに水と空気のように、そこにあって当然のように我々は感じているところですが、そのありがたさを改めて感じる次第です。</p> <p>本日もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>大淀警察署協議会委員の皆様には御多忙のところ、御集まりいただき誠にありがとうございます。</p> <p>早いもので今年も余すところ1か月半ほどとなりました。</p> <p>大淀警察署管内では重大な事件事故の発生はなく、比較的平穏に推移しております。</p> <p>また、今年7月のG7広島サミット首脳会議や、10月のG7大阪堺貿易大臣会合、阪神タイガース優勝の警備にも当署の署員が従事しまし</p>

たが、大きな事件等もなく終了いたしました。

しかし、大阪府下の犯罪情勢を見てみますと、昨年の刑法犯認知件数は21年ぶりに増加に転じ、今年は昨年と同じ時期に比べ、大阪府下の刑法犯認知件数が既に約2割増加している状況です。

新型コロナの感染拡大に伴う行動制限が解除され、社会も日常を取り戻したことに抗するように犯罪が増加している状況です。

なお、大淀警察署管内では、10月末時点の刑法犯認知件数は昨年の同時期よりも、81件増加しています。

また、交通事故で亡くなられた方は、昨年大阪府下で141人となり、今年は昨年の同時期に比べ2人増加しているという厳しい状況です。

このような中で、これから師走を迎えますが、今年も住民の皆様と協力して、12月に歳末警戒を実施し、事件事故の防止に努めてまいります。

今回の警察署協議会では各課長から今年のこれまでの取組状況と歳末に向けての取組みなどについて説明させていただきますので、委員の皆様からは忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

### 3 業務概要説明

## 議事概要

関係各課による業務概要の説明

### 4 議事

#### (1) 駐輪自転車について

##### 【委員】

最近、車を運転していて、雨の日の自転車利用者が携帯電話を持ったり、傘を差したまま、自転車に乗っていたり、また信号の赤も青も関係なく走る自転車を見かけたことがよくあると思います。

そういった中で商店街の狭い一方通行路で、買い物に来られるお客さんの自転車の止め方について、注意喚起が必要だと感じています。

バイクも含めてですが、駐輪自転車のせいで車が八方塞がりの状態になり、気付いた人が自転車を移動させながら車がゆっくり進むという状態です。

付近では新築マンションが現在2棟建設中で、今後この動線を含めて人が増えていく状況にあり、ますます道路の状況が悪化しているのではないかと懸念していますので、この機会に相談させて貰いました。

**【警察】**

委員から事前に連絡をいただいておりますので、5回ほど現場を見てきました。現場は午前10時から午後5時までの時間規制の通行禁止の北行一方通行路です。

この道路に買い物客等の自転車が停まると、車両等が通り抜けしづらい状況になり、またこの場所には自転車置き場が確保されていないことが一番の問題だと感じています。

このような状況が常態化していることから、まずは管理者対策として周辺の店舗に対し問題点を伝えたところ、どこの店主さんも理解を示し、中には「定期的に従業員が見回りをして、邪魔になる自転車があれば押し込みをします。」と回答してくれた店舗もあります。

今後、企業努力によって改善が期待できることから、今しばらく警察としては、様子を見ていく予定です。

また現場道路は、時間規制の通禁道路でもあり、許可車以外の走行等については取締りを行いつつ、注意喚起も併せて実施していく予定です。

**(2) 「フル電動自転車」について****【委員】**

電動アシスト自転車は法律で定められた自転車で、多くの人が利用していますが、フル電動自転車を最近よく見かけるなど感じています。

ペダルをこがなくても進んでいく自転車なんですけど、車を運転していて怖いなど感じる事があり、大淀警察署ではこのフル電動自転車に対してどのような対応をされているのかお伺いしたい。

**【警察】**

御話しのあった乗り物は、特定小型原動機付自転車と思われま。

この車両は最近法改正がなされて新たな乗り物で、一般の方には免許更新の講習会等でハンドブックを活用して紹介や説明を行っています。しかしインターネット等で購入できる違法モビリティという乗り物もあり、このような車両については随時取締りを実施しています。

**【委員】**

只今の質問に関してですが、ペダルをこがない自転車ですがバイクとはどのような違いがあるのですか。

**【警察】**

原動機付自転車扱いになります。こがずに進むタイプもガソリンであれ電動であれ原動機付自転車になります。これを免許なしで運転すれば無免許運転になります。

議 事 概 要	<p><b>【委員】</b></p> <p>この件に関しまして、電動キックボードと呼ばれる乗り物もあると思いますが、この乗り物の交通事故は増えているのですか。</p> <p><b>【警察】</b></p> <p>今のところ大淀警察では認知しておりません。</p>
---------	---